

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人倉田雅充の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて（なお、原判決が、諸般の事情を慎重に考慮して、被告人を死刑に処したことは、やむをえないところである。）、上告適法の理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官長富久 公判出席

昭和四六年一〇月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	三	郎
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一